福島県の最低制限価格等及び同算定式について

令和3年4月 福島県入札監理課

1 福島県の最低制限価格等及び同算定式について

(1) 工事

〇算定式(税抜き)

最低制限価格等ニ中央公契連モデル式*1×A*2(100円未満切り捨て)

- ●最低制限価格等とは、価格競争における最低制限価格及び総合評価方式における 調査基準価格、評価基準価格をいう
- ※1 中央公契連モデル式(中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式) 次に掲げる額の合計額
 - ① 直接工事費の額に 0.97 を乗じた額(1円未満切り捨て)
 - ② 共通仮設費の額に 0.90 を乗じた額(1円未満切り捨て)
 - ③ 現場管理費の額に 0.90 を乗じた額(1円未満切り捨て)
 - ④ 一般管理費の額に 0.55 を乗じた額(1円未満切り捨て)

ただし、中央公契連モデル式の合計額が工事価格(1,000円単位)に 0.92 を乗じた額を上回る場合は、工事価格に 0.92 を乗じた額を上限とし、0.87 を乗じた額が下回る場合は工事価格に 0.87 を乗じた額を下限として計算する

※2 福島県独自係数

A=-0.02×log(工事価格 1,000 円単位)+1.3765

log は自然対数

Aのまるめは行わない

○水準 予定価格の87~92%

(2)業務委託

〇算定式(税抜き)

最低制限価格等=業種区分毎に①+②+③(100円未満切り捨て)

●①~③は、下表に掲げる額(それぞれ1円未満切り捨て)

業種区分	1	2	3
測量	直接測量費の額	諸経費に 0.53 を 乗じた額	_
土木設計	直接原価の額	その他原価に 0.92を乗じた額	ー 般 管 理 費 に 0.47 を乗じた額
建築設計	直接人件費の額	技術経費の額	諸経費に 0.5 を乗 じた額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費に 0.48 を 乗じた額

- ●測量、設計等合冊発注時は、業種区分毎に 100 円未満を切り捨てず算定のうえ、 合計額を 100 円未満切り捨て
- ●地質調査の解析業務、用地調査、工損調査などは土木設計で算定
- ○水準 予定価格の2/3~85%

2 適用年月日【工事、業務委託共通】

最低制限価格等は、令和3年4月1日以降起工分から、契約後に予定価格とともに 公表します。